

○軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成12年3月30日告示第32号

改正

平成14年3月26日告示第32号
平成16年9月27日告示第37号
平成18年3月31日告示第8号
平成19年3月30日告示第34号
令和元年6月21日告示第2号
令和2年3月27日告示第17号
令和3年3月29日告示第8号
令和3年9月30日告示第26号

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成4年輕井沢町告示第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1 この要綱は、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活排水による公共水域及び地下水等の水質汚濁を防止し生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、町内に合併処理浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則(昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 浄化槽 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- 2) 合併処理浄化槽 し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき1日平均値20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- 3) 専用住宅 企業等が自分の従業員の住宅の用に供するために建設した住宅及びアパート、マンション等の共同住宅を除いた専ら個人が居住の用に供する住宅をいう。
- 4) 併用住宅 居住用と業務用とを併用する目的の住宅で、居住の用に供せられる部分と業務用に使用する部分とが直接結合していて、同一人が両方を使用する住宅をいう。
- 5) 人槽区分 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表中の規定に基づく処理対象人員の算定方法(昭和44年建設省告示第3184号)に基づく日本産業規格「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302-2000)」に規定する処理対象人員算定基準をいう。

(対象区域)

第3 補助金の交付の対象となる区域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

- 1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により事業計画の認可を受けた区域以外の区域
- 2) 農業集落排水事業計画区域以外の区域
- 3) 前2号の規定にかかわらず、土地の形状、周辺環境の状況等により、管渠の整備が不可能な区域
- 4) その他町長が指定した区域

(対象経費及び補助金額)

第4 補助金の交付の対象となる経費は、合併処理浄化槽本体費用及び本体設置に必要な工事費(流入並びに放流に係る管渠及び柵の設置に係る費用を除く。)とし、家屋の形態による範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 1) 専用住宅にあつては、合併処理浄化槽の設置に要する経費
- 2) 併用住宅にあつては、合併処理浄化槽の設置に要する経費のうち、居住の用に供せられる部分に相当する処理対象人員に要する経費

2 交付する補助金額については、別表左欄に掲げる人槽区分により、それぞれ同表右欄に定める金額を限度額として、予算の範囲内で交付を行うものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に該当する工事を行う場合は、前項の金額に、別表備考の規定に基づき加算した額を加えるものとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。

- 1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に係る合併処理浄化槽設置工事に付帯して行う宅内配管工事に要する経費(流入並びに放流に係る管渠及び柵に要する費用を含む。)
- 2) 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事に要する経費(合併処理浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であつて、同一敷地内に合併処理浄化槽が設置される場合に限る。)

(対象者)

第5 補助金の対象となる者は、第3に規定する対象区域において、専用住宅及び併用住宅並びに町長が特に認めるものに合併処理浄化槽を設置しようとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- 1) 法第5条第1項により設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項による確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの
 - (3) 過去において、同一の建物に係る合併処理浄化槽設置補助金を受けた者
 - (4) 販売を目的とする住宅及び賃貸を目的とする住宅に合併処理浄化槽を設置する者
 - (5) 既存の合併処理浄化槽の入替え(災害に伴う家屋の建替えによる合併処理浄化槽の入替え及び故障した合併処理浄化槽の入替えを除く。)をする者
 - (6) 申請日において、既に納期限が到来した町税を滞納していない者
- 3 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた者は、この限りでない。
(補助金交付申請)
- 第6 補助金の交付の申請をしようとする者は、あらかじめ軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。)により町長に申請しなければならない。
- 2 前項の補助金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - (2) 合併処理浄化槽の設置場所の案内図
 - (3) 合併処理浄化槽の見積書及び契約書の写し
 - (4) 合併処理浄化槽設置事業経費の配分書
 - (5) 合併処理浄化槽の設計図書
 - (6) 合併処理浄化槽を設置しようとする住宅等の賃貸人の承諾書(住宅等を借りている者に限る。)
 - (7) 登録浄化槽管理票及び登録証
 - (8) その他町長が必要と認めた書類
- (交付の決定及び通知)
- 第7 町長は、補助金交付申請書の提出があったときは、規則第4条により補助金の交付の可否を決定しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。
(変更等承認申請)
- 第8 第7第2項の規定により、補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定後、補助金の申請内容の変更又は補助事業の中止若しくは取消しが生じたときは、軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業変更(中止・取消)承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、工事完了予定日から1か月以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに町長に報告してその指示を受けなければならない。
(実績報告)
- 第9 規則第13条に規定する実績報告は、補助事業完了後1か月以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書(様式第5号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- (1) 合併処理浄化槽の位置図
 - (2) 浄化槽保守点検業務契約書の写し
 - (3) 浄化槽清掃業務委託契約書の写し
 - (4) 法第7条及び第11条に基づく合併処理浄化槽の法定検査に係る検査依頼書の写し
 - (5) 合併処理浄化槽の工事完了報告書の写し
 - (6) 合併処理浄化槽の工事写真
 - (7) 合併処理浄化槽の検査項目チェックリスト
 - (8) 合併処理浄化槽の工事費に係る領収書の写し
 - (9) 合併処理浄化槽の保証登録証(浄化槽協会の登録確認を得たものに限る。)
 - (10) その他町長が必要と認めた書類
- (交付額の確定)
- 第10 町長は、規則第14条の規定により、補助金の額を確定したときは、軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)により補助対象者に通知しなければならない。
(補助金の請求及び交付)
- 第11 補助対象者は、補助金交付額確定通知書を受けた後、速やかに軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金請求書(様式第7号)により、町長に補助金の請求をするものとし、町長は、補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。
(補助金交付の取消し)
- 第12 町長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (補助金の返還)
- 第13 町長は、補助金の交付を取り消したときは、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。
(工事状況の確認)
- 第14 町長は、補助事業を適正に執行するため、合併処理浄化槽の設置工事の状況を確認する。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、改正前の要綱に基づき補助金の交付決定を受けたものは、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月26日告示第32号)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年9月27日告示第37号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日告示第8号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第34号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日告示第2号)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第17号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月29日告示第8号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年9月30日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表(第4関係)

補助金額	
人槽区分	限度額
130㎡以下 小家族住宅用 (5人槽相当)	332,000円
130㎡を超える 普通住宅用 (7人槽相当)	414,000円
台所及び浴室が2か所以上 二世帯・大家族住宅用 (10人槽相当)	548,000円

(備考) 1 第4第3項第1号に該当する場合にあつては、30万円を限度として加算する。

2 第4第3項第2号に該当する場合にあつては、9万円を限度として加算する。

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年度において、合併処理浄化槽を設置したいので、軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

設 置 場 所	軽井沢町
交 付 申 請 額	金 円 内訳 (合併処理浄化槽設置分 円) (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管分 円) (単独処理浄化槽の撤去分 円)
人 槽 区 分	130㎡以下小家族住宅用未満 ・ 130㎡超え普通住宅用 ・ 二世帯住宅用 (人槽)
住 宅 等 所 有 者	
住 宅 の 延 床 面 積	㎡
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
事 業 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
特 記 事 項	浄化槽法第7条に基づく水質検査及び同法第11条に基づく定期検査を確実に受験いたします。

- (添付書類)
- 1 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
 - 2 合併処理浄化槽の設置場所の案内図
 - 3 合併処理浄化槽の見積書及び契約書の写し
 - 4 合併処理浄化槽設置事業経費の配分書
 - 5 合併処理浄化槽の設計図書
 - 6 合併処理浄化槽を設置しようとする住宅等の賃貸人の承諾書(住宅等を借りている者に限る。)
 - 7 登録浄化槽管理票及び登録証
 - 8 その他町長が必要と認めた書類

第 号
年 月 日

軽井沢町長

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記のとおり交付します。

記

交 付 金 額 金 円

補助金交付の条件

- 1 補助金交付の対象となる合併浄化槽の設置及びその内容は、申請書記載のとおりであること。
- 2 補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに町長に申請して承認を受けること。
- 3 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに町長に申請して承認を受けること。
- 4 事業に係る実績報告は、軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9の規定により、事業完了後1か月以内又は当該年度の1月31日のいずれか早い日までに提出をすること。
- 5 法第7条に基づく水質検査、第10条に基づく保守点検・清掃及び第11条に基づく定期検査を行い浄化槽の維持管理を行うこと。

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定
通知書

年 月 日付けで申請のあった軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金について、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付理由

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業変更(中止・取消)
承認申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた合併処理
浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更(変更内容は別紙のとおり)
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理 由)

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業が完了したので下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

内訳

- (合併処理浄化槽設置分 円)
- (単独処理浄化槽の転換に係る宅内配管分 円)
- (単独処理浄化槽の撤去分 円)

2 事業完了年月日 年 月 日

- (添付書類)
- 1 合併処理浄化槽の位置図
 - 2 浄化槽保守点検業務契約書の写し
 - 3 浄化槽清掃業務委託契約書の写し
 - 4 法第7条及び第11条に基づく合併処理浄化槽の法定検査に係る検査依頼書の写し
 - 5 合併処理浄化槽の工事完了報告書の写し
 - 6 合併処理浄化槽の工事写真
 - 7 合併処理浄化槽の検査項目チェックリスト
 - 8 合併処理浄化槽の工事費に係る領収書の写し
 - 9 合併処理浄化槽の保証登録証(公益社団法人長野県浄化槽協会の登録確認を得たものに限る。)
 - 10 その他町長が必要と認めた書類

*この欄は記入しないでください。

審査欄	<p>年 月 日に関係書類及び現地調査をした結果 申請内容に相違ないことを確認した。 申請内容と違うことを発見した。</p> <p>事 由</p> <p style="text-align: right;">検査職員氏名</p>
-----	--

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定
通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した軽井沢町合併処理浄
化槽設置整備事業補助金の額を 円と確定します。

軽井沢町合併処理浄化槽設置整備事業補助金請求書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号で補助金の確定のあった合併処理浄化槽設置整備事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先 金融機関名 _____ 銀行 _____ 支店

口座番号 普通 当座 _____

ふ り が な

口座名義 _____
